

阿見町立図書館個別施設計画



平成 30 年 2 月
阿見町

第1章 計画の概要

1-1. 計画策定の背景

全国の自治体では、過去に建設された公共施設等がこれから大量に大規模改修や建て替えの時期を迎えることが懸念され、人口減少により公共施設等の需要が変化することが想定されています。そこで、総務大臣より各自治体に対し、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するための計画（公共施設等総合管理計画）の策定に取り組むよう、通知が発出されました。

阿見町においても、1970年代から1980年代における急激な人口増加に伴い、公共施設の建設、道路や上下水道などのインフラ整備が行われ、今後、建物の大規模改修や建て替え、舗装や配水管等の更新が必要となってくることが予測されます。

これらの課題を解決するためには、町の公共施設等の全体を把握し、長期的な視点をもって、更新・統廃合・長寿命化を計画的に行い、財政負担の軽減・平準化を図らなくてはなりません。そこで、町の公共施設等の計画的な管理及び最適な配置に関する基本的な方針を定めるため、平成29年3月に「阿見町公共施設等総合管理計画」が策定されました。

公共施設等総合管理計画においては、計画の実効性を高めるため、順次、「個別施設計画」を策定するものとされています。

1-2. 対象施設

本計画では阿見町立図書館の建物を対象とします。

1-3. 計画期間

上位計画である公共施設等総合管理計画の計画期間は、大規模改修や更新のサイクルとなる「40年間」を見通した基本方針であり、「10年ごと」に見直しを行うとされています。

個別施設計画は、建物の長寿命化及び大規模改修を見据えた具体的かつ中長期的な計画とするため、計画期間を「10年」とし、5年ごとに見直しを行います。

1-4. 計画の構成

本計画は、本編（対策の優先順位の考え方等）と別紙「中長期保全計画」（対策内容・時期・費用等）の2部により構成します。



1-5. 計画の位置づけ

町では、まちづくりの方向を示す町の最上位計画として第6次総合計画を平成26年3月に策定しています。さらに、第6次総合計画で定められた施策を実施するための具体的な事業を位置付ける「3ヶ年実施計画」を策定しており、ローリング方式で毎年度見直しを行っています。この3ヶ年実施計画は予算編成の指針としての役割も有しており、各公共施設・インフラ等に関する個別の修繕に関する計画についても、中長期保全計画を基本として3ヶ年実施計画の検討の中で調整を行います。

また、町では、社会情勢の変化や地方分権の推進、町民ニーズの高度化・多様化等に対応し、持続可能な行政運営を実現するため、行政改革を継続して取り組んでいく基本方針として「行政改革大綱」を制定しています。行政改革大綱に示された基本方針・推進施策に基づく具体的な実施項目は「行政改革大綱実施計画」として整理しており、その一つの項目として「公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進」を行うものとしています。

1-6. 進行管理

① 3ヶ年実施計画要求

- ・担当課は中長期保全計画に基づき、後述の優先項目を勘案した上で、今後3年間で実施する修繕内容について3ヶ年実施計画への要求を行います。
- ・企画担当課は、3ヶ年実施計画の全体の中の優先順位から、必要に応じて営繕担当課と協議の上、実施する修繕内容について精査します。3ヶ年実施計画は、町政の基本方策を審議策定する庁議において決定します。
- ・3ヶ年実施計画の決定後、担当課及び営繕担当課は中長期保全計画の修正・更新を行い、3ヶ年実施計画と中長期保全計画との整合を図ります。

② 修繕の実施

- ・3ヶ年実施計画および当該年度の予算に基づき、担当課は工事に関する発注や契約の事務を行い、修繕を実施します。必要に応じて営繕担当課に支援を仰ぎ、工事の施工管理を行います。

③ 修繕内容の記録、評価

- ・竣工後は、竣工検査を行い、施工内容について評価を行います。
- ・修繕の内容は施設管理台帳に記録し、個別施設計画の見直しの際に反映させます。

第2章 施設の概要

2-1. 施設設置の背景と目的

図書館施設は、社会教育法に基づき、図書、記録その他必要な資料を収集し、整理保存して、一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的に設置されました。

- ・根拠法：図書館法第10条
- ・根拠条例：阿見町立図書館条例（平成元年3月31日条例第2号）

2-2. 施設の役割と利用状況

図書館施設は、町民の教育と文化の発展を支え豊かな学びを支援する役割を担っています。主に下記の事業を実施し、利用状況としては、約159,000人の来館者がいます。

1. 図書館サービス事業

- ・対象者：図書館利用者
- ・内容：図書館資料の貸出・返却及び町民からの資料相談の対応
- ・実施時期：通年
- ・貸出者数：57,213人（H28/2016年度）
- ・資料の閲覧、その他の利用：約100,000人（H28/2016年度）

2. 文化教育振興事業

- ・対象者：町民等
- ・内容：講演会・講座・教室、
展示会、映画会
- ・実施時期：通年
- ・利用者数：1,339人（H28/2016年度）



文化教育振興事業の様子

3. ちびっこコンサート事業

- ・対象者：幼児から高齢者
- ・内容：童謡を中心としたピアノコンサート
- ・実施時期：年4回
- ・利用者数：207人（H28/2016年度）



ちびっこコンサートの様子

2-3. 建物の概要

- ・ 町立図書館

総延床面積：1,450 m²

整備費用：566,800 千円

建築年月：昭和 63 年度（1988 年度）

建物名	町立図書館
建築年	S63 年(1988 年)
築年数(2018 年 3 月時点)	29 年
構造	RC
耐震補強	不要
延床面積(m ²)	1,450 m ²

第3章 個別施設の状態等

3-1. 施設管理台帳の整備

大規模修繕等の履歴について、施設管理台帳として記録します。平成 29 年時点における大規模修繕履歴等は下表の通り把握しています。

3-1-1. 町立図書館の大規模修繕履歴

工事種別	最新実施年度	内容
建築 構造		
建築 屋根	2008 (H20)	2008 年:防水工事
建築 外部		
建築 建具		
建築 内部仕上		
電気 受変電		
電気 電力		
電気 通信・情報		
電気 通信・情報(防災)		
機械 空調設備		2013 年:ヒートポンプオーバーホール
機械 換気設備		
機械 給排水設備		
機械 衛生設備		
機械 消火設備		

※修繕内容が部分的なものは最新実施年には反映していない。

3-2. 点検・診断の方針

法定点検に加え、各項目の点検を1年に一度行い、各部の機能や劣化・損耗の状態をあらかじめ調査し、不良個所の早期発見を図ります。不良箇所が発見された部分については、修繕の必要性について検討し、中長期保全計画の中で実施時期を整理します。また、詳細な診断が必要と認められる部分については、専門家による診断を実施します。

3-3. 町立図書館の点検結果

3-3-1. 建築

(点検実施年月日：平成29年10月25日)

部位	点検項目	判定	
		良	不良
屋上・屋根	陸屋根の屋上に水の溜まる場所は無いか	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	陸屋根の屋上防水にはがれや亀裂は無いか	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	ルーフトレンの廻りにごみや落ち葉等が溜まっていないか	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	笠木等のモルタルやタイルがはがれそうになっていないか	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
	雑草が生えていないか	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	軒樋や縦樋が詰まったり、破損していないか	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
外 壁	外壁にひび割れ、はがれはないか	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
	窓枠、格子、タラップ等の金物取付に異常は無いか	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
内装一般	内装材(床・壁・天井)のはがれや割れは無いか	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
	天井や壁にしみは等が無い	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
	壁にむやみに物を取り付けていないか	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	壁に亀裂が無い	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
建 具	建具まわりに、シミは無いか	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	窓の開閉がしにくくないか	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	建具金物(ドアノブ・丁番・戸車等)が壊れていないか	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	開閉時に不快な音がしたり、通常に比べて扉の開閉が重くないか	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
水 回 り	配管から水漏れ箇所は無いか	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	床が濡れたままになっていないか	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
外 構	建物の周囲に陥没やひどい舗装のひび割れは無いか	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	塀や擁壁等で大きいひび割れ、膨らみ・傾きは無い	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	排水溝の水の流れが悪いところは無い	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	門やフェンスに破損や錆びているところは無い	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
	植栽が伸びていて視界を遮っているところは無い	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

3-3-2. 電気設備

部位	点検項目	判定	
		良	不良
受変電設備	受変電設備の扉やフェンスは施錠されているか	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	受変電室やフェンス内に物を置いていないか	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	受電設備に錆が発生していないか	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
	高压ケーブルに樹木等が接触していないか	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
分電盤設備	分電盤の扉は施錠されているか	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
	異音や異臭はしていないか	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	分電盤前に物を置いていないか	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
照明設備	点灯不良、ちらつきはないか	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
コンセント設備	コードを束ねたままで利用したり、キャビネットの下やドア等で挟んでいないか	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	コンセントにさされたままのプラグが緩んでグラグラしたり、熱くなっていないか	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	コンセントとプラグの間に埃がたまっていないか。	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	コンセントやテーブルタップ(延長コード)がたこ足配線になっていないか。また、電気容量を守っているか	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	アースが必要な機器にはアースが接続されているか	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
屋外電気設備	機器が破損して雨水が侵入したり、腐食していないか	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
放送設備	各室のスピーカーから音が聞こえなくなっていないか	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
テレビ共同受信設備	アンテナの向きが変わっていないか	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

3-3-3. 機械設備

部位	点検項目	判定	
		良	不良
給排水設備	水道の使用水量が、いつもより多くなっていないか	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	蛇口から赤水(茶褐色に濁った水)は出していないか	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	給水配管等の保温材は破損していないか	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	排水口から悪臭がしていないか	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
空調設備	エアークフィルターの清掃はできているか。もしくは、予備はあるか。	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	ドレンパンの清掃はできているか	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	コイルの洗浄を定期的に行っているか	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	冷媒配管を等の保温材は破損していないか	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	吹出口や吸込口の前に物が置かれていたり、ほこり等が付着していないか	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	冷却塔が腐食したり、落ち葉等のごみが付着していないか	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>

3-3-4. 防災設備

部位	点検項目	判定	
		良	不良
自動火災報知設備	受信機の「スイッチ注意」のランプが点滅していないか	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	受信機の「交流電源」又は「主電源」のランプが消えていないか	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
非常照明誘導灯設備	点検スイッチ(ひも)を引いてランプが点灯するか(点検スイッチのある機器のみ)	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	緑のランプが消灯していないか。また、赤色のランプが点灯していないか(モニターランプのある機器のみ)	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
消火器設備	消火器は決められた場所に設置されているか	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	消火器は使用期限内か	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
排煙設備	オペレータや排煙口の前に物を置いていないか	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	開ボタンで窓が開くか	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

第4章 管理の方針

公共施設等総合管理計画では、「平成 29 年度以降の 30 年以内に、町の公共施設の延床面積を平成 26 年度末時点から 20%削減し、面積の適正化を進める」とされています。町立図書館施設については、「建物を長期的に活用」とされています。

中長期保全計画の作成においては各設備等の耐用年数及び修繕履歴に基づき実施時期を検討することになりますが、限られた財源の中ですべての修繕を行うことは困難であるため、他施設の修繕事業と合わせて実施年度の調整が必要となります。その判断基準として、目標使用年数や施設の種類、利用実態などを踏まえて、対策の優先順位を設定するものとします。

4-1. 阿見町公共施設等総合管理計画における基本的な方針

阿見町公共施設等総合管理計画では、図書館施設・記念館施設の基本的な方針として下記のようにまとめています。

- いずれの施設についても、計画的な修繕・改修、予防保全を行うことにより長寿命化を図り、建物を長期的に活用していきます。また、大規模改修の実施にあたっては、利用者のニーズに対応するための機能の確保についても検討します。
- 図書館施設・記念館施設は、維持管理費を抑制するとともに、より多くの方に利用してもらう施設を目指し、指定管理者制度等の民間の視点を取り入れる手法の検討を行います。

4-2. 使用目標年数

図書館は、鉄筋コンクリート造（法定耐用年数 50 年）により 1988 年（昭和 63 年）に建てられ、29 年が経過しています。

施設の長寿命化を図り、別紙中長期保全計画により計画的な修繕を行うことで建物を適正に維持して行きます。なお、本計画は 5 年ごとに見直しを行い、施設の老朽化の状況や社会情勢等を踏まえて改めて考え方を整理するものとし、80 年間（2068 年まで）を使用することを目標とします。

4-3. 対策の優先順位に関する基本的な考え方

対策の優先順位については、不特定多数が出入り可能である当施設の種類を踏まえ、利用者の安全性確保に係る修繕を最優先とし、事故の防止に努めます。

外壁の塗装については、利用者の安全性や利便性への影響は比較的小さいと考えられ、他の項目と合わせて修繕することが効率的と考えられます。

内装・建具については、経常的な維持修繕費で対応します。

4-4. 町立図書館における対策の優先順位

対策の優先順位を設定するため、前述の基本的な考え方に基づき「重要度」を評価します。

また、中長期保全計画に基づいた計画的な修繕を行う項目と、事後保全により経常的な維持修繕費で対応可能な項目を「計画／事後」の欄で整理します。

これら重要度や施設の状態を踏まえ、「対策の優先順位」を高・中・低の3段階で設定します。

項目	評価	施設の状態			計画/ 事後	優先 順位	備考
	重要度	耐用 年数	修繕履歴	耐用年数 残年数			
建築 構造	高	80	未	51	計画	低	
建築 屋根	中	20	2008	11	計画	高	2008 防水工事
建築 外部	中	40	未	11	計画	高	多数ひび割れあり
建築 建具	低	30	未	1	計画	低	
建築 内部仕上	低	30	未	1	計画	低	雨漏り痕あり
電気 受変電	高	30	未	1	計画	中	キュービクルに腐食あり
電気 電力	中	25	未	超過 4	計画	中	
電気 通信・情報	低	20	未	超過 9	計画	中	
電気 通信・情報(防災)	高	20	未	超過 9	計画	高	
機械 空調設備	低	15	未	超過 14	計画	高	2013 ヒートポンプ オーバーホール さびや劣化あり
機械 換気設備	低	30	未	1	計画	中	
機械 給排水設備	中	30	未	1	計画	低	
機械 衛生設備	中	30	未	1	計画	低	
機械 消火設備	高	30	未	1	計画	中	

※耐用年数の超過している項目の修繕に関する考え方

本計画の策定時点において更新周期を超過している項目については、上記の優先順位に基づき、今後10年間を目安に平準化した上で計画的に修繕を行うよう中長期保全計画に載せるものとします。最終的には、毎年度策定する3ヶ年実施計画の中で、他施設の修繕事業と合わせて実施年度を調整することとなります。

4-5. 対策の内容・実施時期・費用

町立図書館の営繕について、別紙中長期保全計画の通り実施していくこととします。なお、実施にあたっては、毎年度策定する3ヶ年実施計画の中で、他施設の修繕事業と合わせて実施年度を調整した上で予算化します。

問い合わせ

阿見町教育委員会阿見町立図書館

〒300-0333 茨城県稲敷郡阿見町大字若栗 1838-24

電話：029-887-6331